

(証券コード 5969)
平成28年6月7日

株 主 各 位

大阪府東大阪市四条町12番8号

株式会社 ロブテックス

代表取締役社長 地 引 俊 爲

第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第133期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年6月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府東大阪市四条町12番8号 本店会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第133期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第133期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |
| 第8号議案 | 退任監査役の退職慰労金贈呈の件 |

以 上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.lobtex.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は政府主導の経済政策等を背景として、企業収益や雇用環境の改善などが見られ、緩やかな景気回復の動きが持続しました。しかしながら、中国をはじめとする新興国経済の減速や原油価格の下落による影響が懸念され、先行きについては不透明な状況が継続しました。

このような状況の下、当社グループは2015年度の経営スローガンを前年度に引き続き「昨日と違う今日を創るため 常識の壁を破り 感性で行動します」とし、時代や環境の変化に応じた大胆な発想力と行動力を追求し、真の実力を持った企業グループとなるべく活動してまいりました。また、2015年4月に各部門の役割・使命の明確化を更に進めるべく、組織変更を行い、顧客の要求する新商品開発の実現とそのスピードアップを図るため、社長直轄部門である社長室に商品戦略企画担当を配置すると共に商品企画部の新設などを実施し、新商品の開発・販売に注力してまいりました。

その結果、売上高は前年同期比6.1%増の59億1千万円（前年同期55億7千2百万円）となり、利益面では、当初予想値を上回りましたものの、将来を見据えた人材採用による人件費増と新商品開発に関する金型をはじめとした投資費用に加え、より厳正な棚卸資産の評価による費用発生もあって、営業利益で同11.2%減の5億1千4百万円（同5億7千9百万円）、経常利益で同12.0%減の4億4千9百万円（同5億1千1百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益で同10.1%減の2億7千5百万円（同3億6百万円）となりました。

なお、事業別の業績は次のとおりであります。

①金属製品事業

国内売上は前年同期に比べ増加し、ハンドツール部門では、前期において拡販施策により伸長した電設工具がその一巡により減少しましたものの、レンチ・万力類の増加や新商品の投入、新企画の工具セットが好評を得たことにより増加しました。ファスニング部門では、前期に住宅関連向けに伸長した締結工具の減少はありましたが、エアリーベッター・コードレスリベッターが堅調に推移したことに加え、エアーナッターにおける新商品投入効果や工業用ファスナーが回復を見せたことにより増加しました。切削工具部門については価格競争の厳しさが増していますが、拡販努力や新商品投入により若干の増加となりました。海外売上についても前年同期に比べ増加しており、東南アジアや欧州向けのファスニングツールの減少はありましたが、ハンドツール部門では韓国向けのレンチ類・圧着工具や台湾向けのプライヤ類、ファスニング部門では米州向けのファスニングツールにおける拡販施策が奏功しました。その結果、金属製品事業の合計売上高は前年同期比6.3%増の56億8千6百万円（前年同期53億4千9百万円）となりました。利益面では、人件費増や新商品開発投資に加え、棚卸資産の評価による費用発生もあって、営業利益が同15.0%減の4億1千1百万円（同4億8千4百万円）となりました。

②レジャーその他事業

ゴルフ練習場におけるお客様一人当たり売上高の低下傾向は継続しておりますものの、入場者数については暖冬影響に加え、集客施策の効果もあって増加し、売上高は前年同期比0.8%増の2億2千4百万円（前年同期2億2千2百万円）となり、営業利益は同8.1%増の1億2百万円（同9千4百万円）となりました。

事業別売上高

	前連結会計年度 (平成27年3月期)		当連結会計年度 (平成28年3月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
金属製品事業	5,349百万円	96.0%	5,686百万円	96.2%
レジャーその他事業	222	4.0	224	3.8
合計	5,572	100.0	5,910	100.0

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資については、生産設備の増強等を目的に総額1億5千7百万円の投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期の設備の購入資金等は、自己資金及びリースの活用ならびに金融機関からの借入金により調達しております。

(4) 対処すべき課題

① 顧客満足の獲得による適正利益の確保

当社グループは経営スローガンとして「昨日と違う今日を創るため 常識の壁を破り 感性で行動します」を掲げており、社員一人ひとりの感性豊かな、大胆な発想力と行動力により、顧客満足を獲得し、適正利益の確保を目指してまいります。

② 財務体質の改善

財務体質の改善のため、利益の確保と経営資源の運用管理を進め、有利子負債の削減、キャッシュ・フローの強化、総資産及び借入金の適正化を図ってまいります。

③ 人財の開発（人的資源の活用と育成）

「企業体質の強化」の一環である人財育成の強化を目的として目標に向かって挑戦を続ける組織風土を創造すべく、能力主義及び成果主義に基づく人事制度ならびに教育訓練システムを更に充実させ、人的資源の活性化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第130期 平成25年 3月期	第131期 平成26年 3月期	第132期 平成27年 3月期	第133期 平成28年 3月期(当期)
売 上 高(百万円)	5,442	5,581	5,572	5,910
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	222	290	306	275
1株当たり当期純利益(円)	23.68	30.90	32.59	29.32
総 資 産(百万円)	6,830	6,749	7,043	7,066
純 資 産(百万円)	2,483	2,787	3,138	3,372

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

(イ) 親会社の状況

該当事項はありません。

(ロ) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ロブテックス ファスニングシステム	10百万円	65%	ファスニングツール 工業用ファスナー卸売業
鳥取ロブスターツール 株 式 会 社	50	100	金属製品製造業
株式会社ロブエース	50	100	ゴルフ練習場
株式会社ロブメディカル	10	100	医療機器の製造販売

(注) 当社の連結子会社は上記の4社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業内容は、金属製品事業とレジャーその他事業であります。
金属製品事業は下記の製造及び販売を営んでおります。

種 類	内 容
作業工具	モンキレンチ、プライヤ、万力、その他の作業工具
ファスニングツール	リベッター、ナッター
工業用ファスナー	ブラインドリベット、モンゴプラグ、ネイルプラグ、 ワンサイドボルト
切削工具	ダイヤモンドホイール、ハンマービット
電設工具	手動圧着工具、油圧圧着工具

(8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 店	大阪府東大阪市	本 社	大阪府東大阪市
大 阪 営 業 所	大阪府東大阪市	東 京 営 業 所	東京都板橋区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市北区	福 岡 営 業 所	福岡市博多区
物 流 セ ン タ ー	鳥 取 県 大 山 町	株式会社ロブテックス ファスニングシステム	東京都中央区
鳥取ロブスター ツール株式会社	鳥 取 県 大 山 町	株式会社ロブエース	大阪府八尾市

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

事業の種類	従業員数	前期末比増減
金 属 製 品 事 業	175名	10名
レジャーその他事業	4	—
合 計	179	10

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,280百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	478
株 式 会 社 南 都 銀 行	277
株 式 会 社 り そ な 銀 行	256
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	196

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 45,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,380,599株（自己株式 619,401株を除く）
- (3) 株主数 1,027名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日栄会	777千株	8.29%
有限会社ヤマチ	530	5.65
ニッセンリベット株式会社	501	5.34
株式会社三井住友銀行	462	4.93
ロボテックス従業員持株会	461	4.92
日理会	385	4.11
地引俊為	267	2.85
地引啓	205	2.20
株式会社南都銀行	200	2.13
稲垣貞男	153	1.63

(注) 持株比率は、自己株式（619,401株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
地引俊為	取締役社長 (代表取締役) 兼マーケティング本部長	株式会社ロボテックスファスニングシステム 代表取締役 鳥取ロボスターツール株式会社 代表取締役社長 株式会社ロボエース 代表取締役社長 株式会社ロボメディカル 代表取締役社長
豊島尚規	取締役上席執行役員 フィナンシャル管理室長	
山口正光	取締役上席執行役員 管理本部長	
林邦男	常勤監査役	
稲垣貞男	監査役	弁護士 稲垣・遠藤法律事務所 代表
藤本昇	監査役	弁護士 藤本昇特許事務所 所長 株式会社ネットス代表取締役 株式会社パトラ代表取締役

- (注) 1. 監査役稲垣貞男氏及び藤本 昇の各氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役林 邦男氏は、管理本部長の経験が有り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人数	報酬額
取締役	3名	44百万円
監査役 (内社外監査役)	3 (2)	24 (10)
計	6	69

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役2名に対する使用人給与相当額（賞与を含む。）は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月21日開催の第123期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月21日開催の第123期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 平成16年6月末以前から在任していた監査役1名に対する平成16年6月末以前分の役員退職慰勞引当金計上額は3百万円であり、上表には含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

監査役稲垣貞男氏の兼職先である稲垣・遠藤法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

監査役藤本昇氏の兼職先である藤本昇特許事務所と当社との間には、年間12百万円（平成28年3月期実績）の取引が存在しております。なお、株式会社ネットス及び株式会社パトラと当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	稲 垣 貞 男	取締役会への出席状況 15回開催 15回出席 監査役会への出席状況 11回開催 11回出席 主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監 査 役	藤 本 昇	取締役会への出席状況 15回開催 13回出席 監査役会への出席状況 11回開催 11回出席 主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は従前より社外取締役の選定について検討しておりましたが、前回の改選時期には、適切な社外取締役候補者の選定に至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社は取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的として、会社法改正に伴い、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成28年6月23日開催予定の第133期定時株主総会に上程いたします。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんのでこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人を含めた行動指針として、「倫理・法令遵守方針」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役は、自らが主体的に法令・定款・社会的規範等を遵守し、業務の遂行に当たっております。

監査役は、法令に定める取締役会への出席のほか、コンプライアンスの観点から各部門、子会社社会主催の会議・報告会等へ出席し、充実した監査機能を発揮しております。

各取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに取締役会及び監査役に報告することとしております。

内部統制事務局は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じ関連部門と連携をとり研修等の実施をしております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係わる情報については、稟議規程、文書取扱規程、文書の保存期間規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、保存期間は、文書の保存期間規程によるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社企業グループの環境・安全リスクに対処するため、品質・環境統合マニュアル、安全衛生委員会規程に基づき、環境面・安全衛生面でのリスクマネジメントを行っております。

当社及び当社企業グループの事業リスクへの対応としては、取締役会並びに子会社社長も含めた経営会議で事業環境等のリスクの抽出を定期的に行い、情報の共有化を図り、リスクを未然に防止する体制をとっております。

不測の事態が発生した場合は、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、弁護士の資格を有する社外監査役等を含むチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大の防止をし、これを最小限に止める体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、十分に議論、審議を経て執行決定を行っております。また、子会社の重要議案については、子会社管理規定に基づき当社企業グループ全体の業務の適正性と効率性の確保を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定めております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・法令遵守方針を定め、それを遵守するとともに、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としてコンプライアンス通報規程を制定・施行しております。また、法令・定款の遵守のさらなる徹底を図るため、社内通報窓口に加え、当社取引先等の外部関係者も通報できる社外通報窓口を設置しております。

- (6) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社企業グループは、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするためにグループ年度計画を策定しております。

計画の進捗は年間スケジュール表に基づく定期報告で管理するとともに、取締役会と子会社の社長も含めた経営会議で、評価、指導、助言を行い、グループ全体の業務の適正化を図っております。

子会社に対し、管理部又は監査役による定期的監査を実施し、その報告を受けるとともに関係会社との定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の把握、課題解決に努めております。

子会社にコンプライアンス上問題があると認めた場合は、管理部又は監査役に報告し、直ちに監査役会に報告を行うものとし、監査役は意見とともに改善策の策定を求めることができることとしております。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、適任の当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、賃金、その他）につきましては、監査役会と相談し、その意見を十分考慮し、同意を得て取締役会が決定いたします。なお、現在、監査役会はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めておりません。

- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の評価は監査役が行い、取締役からの独立性を確保するものとしております。

- (9) 当社及び当社企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は当社及び子会社の実務または業務に影響を与える、あるいは与える恐れのある重要事項について監査役に速やかに報告するものとしております。

前記に関わらず監査役会は、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告と意見を聞くことができることとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。

当社は、当社及び子会社の監査役に報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、関係部署の調査、重要案件の稟議書の確認等により、その権限が支障なく行使できる社内体制が確立されております。

そのために、当社は監査役がその職務の遂行について、独自の外部専門家・アドバイザー等を活用するための費用の支出を求めた場合、当社は当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。また取締役社長は監査役と定期的な会合を実施し、監査役との適切な意思疎通と効率的な監査業務の遂行を図るようしております。

なお、監査役は会計監査人から会計監査の内容について報告を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っております。

(11) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法により、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を構築、維持、向上を図ります。そのために監査役及び内部統制事務局は、財務報告とその内部統制の整備、運用状況を監視、検証し、必要に応じてその改善策を取締役に報告しております。

(12) 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社企業グループは、反社会勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては法令に基づき、毅然とした対応をとることを基本方針としております。

また、不当要求等に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況]

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回開催し、法令や定款等に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を15回開催しております。

②リスク管理体制について

当社及び当社グループは、原則月1回開催される当社取締役会並びに子会社社長も出席メンバーであり、3ヶ月に1回開催される経営会議でリスクを定期的に抽出し、情報の共有化を図り、リスクの発生を未然に防止できるようにリスク管理を継続的に行っております。

③コンプライアンス体制について

当社及び当社グループは、使用人に対し、その職位に応じて必要とされるコンプライアンスについて、社内研修や会議体での説明、また、全社朝礼において「倫理・法令遵守方針」を唱和する等、法令を遵守するための取組みを行っております。また、当社はコンプライアンス通報規程により、相談・通報体制を設け、これを利用することでコンプライアンスの実効性向上を図っております。

④内部監査の実施について

当社では、内部監査実施計画・報告書に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。

⑤監査役の職務の執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、原則月1回開催され、各監査役は監査役会規程に基づき、取締役会はもとより、重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部統制部門と定期的に情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。なお、当事業年度におきましては、監査役会を11回開催しております。

⑥グループ管理体制について

3ヶ月に1回開催される経営会議で子会社の社長から経営状況等の報告を受けることその他、毎月提出される業務報告書により、現況を把握できる体制になっております。また、当社の内部監査部門が子会社の業務について、定期的に内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(4,452,277)	流動負債	(2,466,057)
現金及び預金	1,697,142	買掛金	237,572
受取手形及び売掛金	1,321,705	短期借入金	1,696,702
商品及び製品	886,233	リース債務	62,222
仕掛品	211,260	未払法人税等	92,652
原材料及び貯蔵品	171,245	その他	376,909
繰延税金資産	120,032	固定負債	(1,228,504)
その他	50,205	長期借入金	968,527
貸倒引当金	△5,548	リース債務	186,392
固定資産	(2,614,568)	繰延税金負債	21,906
有形固定資産	(2,071,351)	役員退職慰労引当金	3,120
建物及び構築物	932,412	退職給付に係る負債	48,078
機械装置及び運搬具	61,986	その他	480
工具、器具及び備品	100,837	負債合計	3,694,562
土地	738,508	(純資産の部)	
リース資産	236,974	株主資本	(3,081,287)
建設仮勘定	632	資本金	960,000
無形固定資産	(36,110)	資本剰余金	491,045
リース資産	9,253	利益剰余金	1,784,924
その他	26,857	自己株式	△154,683
投資その他の資産	(507,106)	その他の包括利益累計額	(130,320)
投資有価証券	452,340	<small>その他有価証券評価差額金</small>	130,320
退職給付に係る資産	19,155	非支配株主持分	(160,676)
繰延税金資産	15,607		
その他	27,057		
貸倒引当金	△7,054	純資産合計	3,372,283
資産合計	7,066,845	負債・純資産合計	7,066,845

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,910,875
売上原価	3,909,407
売上総利益	2,001,467
販売費及び一般管理費	1,487,315
営業利益	514,152
営業外収益	
受取利息及び配当金	10,144
受取家賃	8,343
その他	6,609
の	25,096
営業外費用	
支払利息	38,393
売上割引	44,983
その他	5,872
の	89,249
経常利益	449,999
特別損失	
固定資産除却損	466
税金等調整前当期純利益	449,532
法人税、住民税及び事業税	153,730
法人税等調整額	△1,937
当期純利益	297,739
非支配株主に帰属する当期純利益	21,987
親会社株主に帰属する当期純利益	275,752

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	960,000	491,045	1,556,216	△149,074	2,858,188
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△47,044		△47,044
親会社株主に帰属する当期純利益			275,752		275,752
自 己 株 式 の 取 得				△5,609	△5,609
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	228,708	△5,609	223,099
当 期 末 残 高	960,000	491,045	1,784,924	△154,683	3,081,287

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	141,726	141,726	138,303	3,138,217
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△47,044
親会社株主に帰属する当期純利益				275,752
自 己 株 式 の 取 得				△5,609
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△11,406	△11,406	22,373	10,966
当 期 変 動 額 合 計	△11,406	△11,406	22,373	234,065
当 期 末 残 高	130,320	130,320	160,676	3,372,283

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

連結子会社の名称 (株)ロボテックスファスニングシステム
鳥取ロボスターツール(株)
(株)ロボエース
(株)ロボメディカル

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称等

関連会社 (株)ツールテックス

なお、持分法を適用しない関連会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であって、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ) たな卸資産

商品及び製品・仕掛品…… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料 …………… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法。但し、買入部品については最終仕入原価法）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

ロ) 有価証券

その他有価証券 …………… 時価のあるもの
当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法による）

時価のないもの

総平均法による原価法

ハ) デリバティブ …………… 時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

（なお、当社所有の子会社用賃貸設備を含む全ての子会社の使用する設備については、定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	10～40年
機械装置及び運搬具	10～12年
工具、器具及び備品	2～5年

ロ) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

社内利用のソフトウェア 5年

ハ) リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ) 役員退職慰労引当金 …………… 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、平成16年6月末以降、内規の適用を停止しており、当連結会計年度末の残高は現任監査役が平成16年6月末以前に就任していた期間により算定した要支給額であります。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ) 消費税等の会計処理 …………… 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。)、
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。)
等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	50,000 千円
建物	674,840 千円
土地	635,646 千円
計	1,360,487 千円

② 担保に係る債務

担保に係る債務残高は、2,408,307千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,287,137 千円

(3) 受取手形割引高 171,367 千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 10,000 千株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	47,044	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

配当金の総額 46,902 千円

1株当たりの配当額 5.00 円

基準日 平成28年3月31日

効力発生日 平成28年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に金属製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入や手形の割引等により調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、これに対する市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するようにしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,697,142	1,697,142	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,321,705	1,321,705	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	432,191	432,191	—
資産計	3,451,040	3,451,040	—
(1) 買掛金	237,572	237,572	—
(2) 短期借入金	1,273,336	1,273,336	—
(3) 長期借入金（1年内返済長期借入金含む）	1,391,893	1,398,311	△6,418
負債計	2,902,801	2,909,219	△6,418

（注1）金融商品の時価の算定に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金及び(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	20,148

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	342 円 37 銭
1株当たり当期純利益	29 円 32 銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(3,403,498)	流動負債	(2,346,834)
現金及び預金	1,508,012	買掛金	355,118
受取手形	138,896	短期借入金	1,273,336
売掛金	730,942	1年内返済予定の長期借入金	423,366
商品及び製品	861,190	リース債務	16,226
仕掛品	4,352	未払金	138,985
原材料及び貯蔵品	5,592	未払費用	82,906
前払費用	8,306	未払法人税等	50,997
繰延税金資産	75,013	預り金	5,465
その他	71,321	その他	433
貸倒引当金	△129	固定負債	(1,028,599)
固定資産	(2,798,477)	長期借入金	968,527
有形固定資産	(1,741,703)	リース債務	37,925
建物	763,153	繰延税金負債	19,026
構築物	163,704	役員退職慰労引当金	3,120
機械及び装置	18,246	負債合計	3,375,433
工具、器具及び備品	12,735	(純資産の部)	
土地	738,508	株主資本	(2,699,978)
リース資産	44,722	資本金	(960,000)
建設仮勘定	632	資本剰余金	(491,045)
無形固定資産	(21,803)	資本準備金	491,045
ソフトウェア	3,925	利益剰余金	(1,403,615)
リース資産	9,253	その他利益剰余金	1,403,615
その他	8,624	別途積立金	475,000
投資その他の資産	(1,034,970)	繰越利益剰余金	928,615
投資有価証券	419,388	自己株式	(△154,683)
関係会社株式	122,500	評価・換算差額等	(126,564)
関係会社長期貸付金	653,915	その他有価証券評価差額金	126,564
前払年金費用	18,812		
その他	94,923		
貸倒引当金	△274,569		
資産合計	6,201,976	純資産合計	2,826,542
		負債・純資産合計	6,201,976

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,374,105
売 上 原 価		3,041,221
売 上 総 利 益		1,332,883
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,126,746
営 業 利 益		206,137
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	18,756	
受 取 家 賃	108,285	
そ の 他	11,624	138,666
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,244	
売 上 割 引	44,983	
そ の 他	5,502	81,731
経 常 利 益		263,072
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	466	466
税 引 前 当 期 純 利 益		262,605
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	85,500	
法 人 税 等 調 整 額	△2,924	82,575
当 期 純 利 益		180,030

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	960,000	491,045	491,045	475,000	795,629	1,270,629	△149,074	2,572,601
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△47,044	△47,044		△47,044
当 期 純 利 益					180,030	180,030		180,030
自 己 株 式 の 取 得							△5,609	△5,609
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	132,986	132,986	△5,609	127,376
当 期 末 残 高	960,000	491,045	491,045	475,000	928,615	1,403,615	△154,683	2,699,978

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	138,687	138,687	2,711,288
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△47,044
当 期 純 利 益			180,030
自 己 株 式 の 取 得			△5,609
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△12,122	△12,122	△12,122
当 期 変 動 額 合 計	△12,122	△12,122	115,254
当 期 末 残 高	126,564	126,564	2,826,542

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 総平均法による原価法

その他有価証券 ……………… 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法による)

時価のないもの

総平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法 … 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品……… 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料 ……………… 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法。但し、買入部品については最終仕入原価法)

貯蔵品 ……………… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……………… (リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) については、定額法を採用しております。

(なお、当社所有の子会社用賃貸設備については、定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～38年
構築物	10～40年
機械装置	10～12年
工具、器具及び備品	2～5年

- ② 無形固定資産 …………… 定額法
 (リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 社内利用のソフトウェア 5年
- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に
 かかるリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零
 とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一
 般債権については貸倒実績率により、貸倒懸
 念債権等特定の債権については個別に回収可
 能性を検討し、回収不能見込額を計上してお
 ります。
- ② 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年
 度末における退職給付債務及び年金資産に基
 づき計上しております。退職給付引当金及び
 退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末
 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法
 を用いた簡便法を適用しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内
 規に基づく事業年度末要支給額を計上してお
 ります。
 なお、平成16年6月末以降、内規の適用を
 停止しており、当事業年度末の残高は現任監
 査役が平成16年6月末以前に就任していた期
 間により算定した要支給額であります。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理 …………… 消費税等の会計処理は税抜方式を採用して
 おります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	50,000 千円
建物	674,840 千円
土地	635,646 千円
計	<u>1,360,487 千円</u>

② 担保に係る債務

担保に係る債務残高は、2,408,307千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,642,668 千円

(3) 受取手形割引高 130,805 千円

(4) 保証債務

子会社のリース債務に対する保証

鳥取ロボスターツール(株)	174,547 千円
(株)ロボエース	35,119 千円

計 209,667 千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 48,096 千円

短期金銭債務 251,791 千円

長期金銭債権 78,541 千円

(6) 取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 3,515 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 117,151 千円

仕入高 1,575,546 千円

販売費及び一般管理費 125,768 千円

営業取引以外の取引高 124,021 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 10,000 千株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 619 千株

(3) 自己株式に関する事項

取得株式

普通株式 28 千株 取得価額の総額 5,609 千円

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	47,044	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(5) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

配当金の総額 46,902 千円

1株当たりの配当額 5.00 円

基準日 平成28年3月31日

効力発生日 平成28年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 84,058 千円

未払賞与 19,130 千円

退職給付引当金 41,209 千円

たな卸資産評価損 28,626 千円

その他 39,159 千円

繰延税金資産小計 212,184 千円

評価性引当額 △94,635 千円

繰延税金資産合計 117,548 千円

繰延税金負債

退職給付信託設定益 △5,756 千円

その他有価証券評価差額金 △55,804 千円

繰延税金負債合計 △61,561 千円

繰延税金資産の純額 55,987 千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、従来の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による当事業年度に計上された法人税等調整額及び繰延税金資産への影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
			役員 兼任等	事業上の関係				
子会社	鳥取ロブスターツール株式会社	100.0%	兼任 2名	製品の製造	材料の支給	27,340	売掛金	3,061
					資金の貸付	—	長期貸付金	513,915
					製品の仕入	1,602,795	買掛金	229,448
					経費の支払	125,701	未払金	18,601
					利息の受取	7,987	未収入金	676
子会社	株式会社 ロブエース	100.0%	兼任 1名	ゴルフ練習 場設備	事業場の賃 貸	104,892	未収入金	12,960
子会社	株式会社 ロブメディカル	100.0%	兼任 1名	設備の賃貸	事業場の賃 貸・人件費 の立替	8,554	長期未収入 金	78,541
					資金の貸付	—	長期貸付金	80,000

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 製商品の販売及び製品の仕入については、市場価格及び総原価を勘案して、交渉の上、決定しております。
2. 子会社への長期貸付金等に対し、合計266,997千円の貸倒引当金を計上しております。
3. 当事業年度において、貸倒引当金繰入額合計2,526千円を計上しております。
4. 鳥取ロボスターツール株式会社に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
5. 株式会社ロボベースへの事業場の賃貸につきましては、建物の維持費用や不動産投資利回り額等を勘案の上、決定しております。
6. 株式会社ロボメディカルへの事業場の賃貸につきましては、建物の維持費用等を勘案の上、決定しております。また、貸付金については、無利息としております。

(2) 役員

(単位：千円)

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	藤本昇	—	—	当社監査役	被所有 直接0.11%	特許出願 手続等	顧問料・ 特許申請等	12,990	未払金	3,515

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 一般的な取引条件を考慮しながら決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	301 円 32 銭
1株当たり当期純利益	19 円 14 銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 ロブテックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	<u>公認会計士 辻 内 章 ㊞</u>
<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	<u>公認会計士 森 村 圭 志 ㊞</u>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ロブテックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロブテックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社 ロブテックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 内 章 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 村 圭 志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロブテックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、ほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

株式会社 ロブテックス 監査役会

監査役（常勤）林 邦 男 ㊟

監査役 稲 垣 貞 男 ㊟

監査役 藤 本 昇 ㊟

(注) 監査役 稲垣貞男、監査役 藤本 昇は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定的な配当の維持と財務体質強化による経営基盤の確保を前提に、利益配分を決定しております。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 5円 総額 46,902,995円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図る観点から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、機動的な意思決定及び業務執行を行うことを可能とするため、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を変更案第22条(重要な業務執行の決定の委任)として新設を行なうものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役が役割を十分に発揮することができるよう業務執行を行なわない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第25条(取締役の責任免除)の変更を行なうものであります。
なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会への委任が可能な条件を満たしております。今回の監査等委員会設置会社への移行に伴い、株主の皆様への適正な配当政策を機動的に行う必要性を重要視し、剰余金の配当等を従来の株主総会に加え、取締役会決議により行うことを可能にする旨を変更案第31条(剰余金の配当金等の決定機関)として新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及び第35条(中間配当)を削除し、現行定款第35条のうち中間配当の基準日に関する定めを変更案第32条第2項に移設するものであります。
- ④現行定款第32条(監査役の責任免除)の削除後も必要な期間、同条の規定による監査役の責任の減免が引き続き可能であることを明確にするため、附則を設けるものであります。
- ⑤上記変更に伴い、必要となる章の番号及び表題ならびに条数の調整を行なうものであります。

本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第 5 条～第 6 条 (条文省略)	第 5 条～第 6 条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第 8 条～第 17 条 (条文省略)	第 7 条～第 16 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第 19 条 取締役は株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3. (条文省略)	(取締役の選任) 第 18 条 取締役は <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、株主総会において選任する。</u> 2. 取締役 (<u>監査等委員である取締役を含む</u>) の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集) 第22条 取締役会の招集は、会日から5日前までに各取締役および各監査役に対して、その通知を発する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集) 第21条 取締役会の招集は、会日から5日前までに各取締役に対して、その通知を発する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第22条 取締役会は、会社法第399条の13第6項により、その決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第25条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第25条 (現行どおり) 2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第26条 当会社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第27条 監査役は株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役) 第29条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集) 第30条 監査役会の招集は、会日から5日前までに各監査役に対して、その通知を発する。 ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の報酬等) 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) <u>第32条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会) <u>第26条</u> 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤監査等委員) <u>第27条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選任することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) <u>第28条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して、その通知を発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第29条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 計 算 <u>第33条</u> (条文省略)</p>	<p>第6章 計 算 <u>第30条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当金等の決定機関) <u>第31条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第34条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新設) <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることが出来る</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第32条</u> (現行どおり) <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることが出来る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当) <u>第35条</u> 当社は、取締役会の決議によって、 毎年9月30日を基準日として中間配当をす ることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
以上	以上
附則	附則
<p>(新設)</p>	<p>第133期定時株主総会終了前の監査役（監査役で あった者を含む）の行為に関する会社法第423条 第1項の損害賠償責任については、なお同定時株 主総会の決議による変更前の定款第32条の定め るところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名及び生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	じびきとため 地引俊爲 昭和44年3月14日生	平成5年4月 当社入社 平成16年7月 当社執行役員営業本部海外ブロック長 平成17年5月 当社執行役員海外営業本部長 平成20年6月 当社取締役上席執行役員海外営業本部長 平成21年4月 当社代表取締役社長兼海外営業本部長 平成22年5月 当社代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役社長兼マーケティング本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) ㈱ロブテックスファスニングシステム代表取締役 鳥取ロブスターツール㈱代表取締役社長 ㈱ロブエース代表取締役社長 ㈱ロブメディカル代表取締役社長	267,590株
2	とよしまなおき 豊島尚規 昭和31年11月20日生	昭和54年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成19年6月 当社出向 平成19年6月 当社管理本部長代理 平成19年10月 当社管理本部長 平成20年6月 当社入社 取締役上席執行役員管理本部長 平成22年5月 当社取締役上席執行役員フィナンシャル管理室長 現在に至る	18,874株
3	やまぐちまさみつ 山口正光 昭和43年12月26日生	平成4年6月 当社入社 平成16年7月 当社執行役員経営管理本部経営情報システムグループリーダー 平成17年5月 当社執行役員国内営業本部副本部長 平成18年2月 当社執行役員物流本部長 平成20年5月 当社執行役員経営企画室長 平成20年6月 当社取締役上席執行役員経営企画室長 平成22年5月 当社取締役上席執行役員経営管理本部長兼経営企画部長 平成24年6月 当社取締役上席執行役員管理本部長 現在に至る	31,752株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、監査役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ています。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名及び生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	はやし くに お 林 邦 男 昭和27年12月5日生	平成元年1月 当社入社 平成13年4月 当社執行役員お客様情報サービス本部長 平成14年5月 当社執行役員営業副本部長 平成15年4月 当社執行役員営業推進部長 平成16年6月 当社取締役執行役員営業推進部長 平成16年7月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 平成18年12月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼管理本部長 平成19年10月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 平成20年6月 当社監査役 現在に至る	55,655株
2	いな がき さだ お 稲 垣 貞 男 昭和7年3月21日生	昭和41年4月 弁護士登録と同時に、稲垣法律事務所(現：稲垣・遠藤法律事務所)を開設 現在に至る 昭和63年8月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 稲垣・遠藤法律事務所 代表者	153,205株
3	ふじもと のぼる 藤 本 昇 昭和21年12月10日生	昭和49年4月 藤本 昇特許事務所を開設 現在に至る 平成20年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 藤本 昇特許事務所 所長 株式会社ネットス (代表取締役) 株式会社パトラ (代表取締役)	10,616株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲垣貞男及び藤本 昇の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は稲垣貞男及び藤本 昇の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
3. 稲垣貞男氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社の経営に関与したことがございませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査・監督機能強化にいかしていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
4. 藤本 昇氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査・監督機能強化にいかしていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
5. 当社と稲垣貞男氏及び藤本 昇の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額としております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ています。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名及び生年月日	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
えん どう み ち こ 遠 藤 美 智 子 昭和30年10月15日生	平成8年4月 弁護士登録 稲垣・遠藤法律事務所 平成20年6月 当社補欠監査役 現在に至る	1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 遠藤美智子氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 遠藤美智子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 遠藤美智子氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、過去に会社の経営に関与したことがございませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただけるものと判断したためであります。
5. 遠藤美智子氏が社外取締役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額としております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月21日開催の第123期定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第2号議案及び第3号議案が原案どおりに承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額60万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおりに承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 退任監査役の退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することにより監査役を退任される稲垣貞男氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

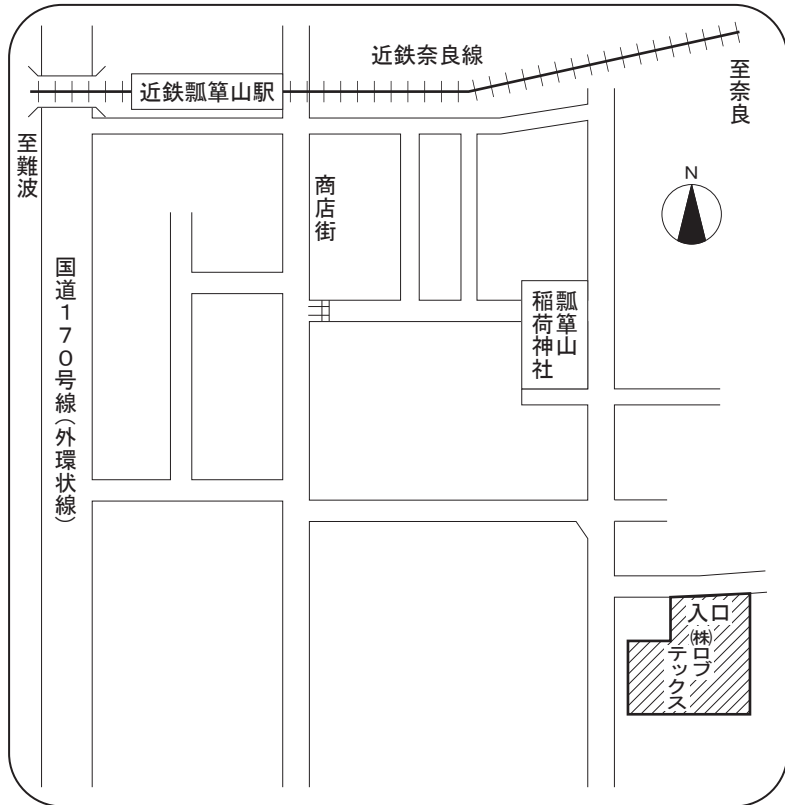
なお、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止し、以後の退職慰労金を支給しないこととしておりますので、本議案は平成16年6月までの在任期間における労に対し退職慰労金を贈呈するものであります。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
いながき さだ お 稲垣 貞 男	昭和63年8月 当社監査役 現在に至る

以 上

[株主総会会場ご案内略図]



◎近鉄瓢箪山駅より 南東方向徒歩約5分

お願い 誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場設備が十分ございませんので、電車等の公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。